食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対するご意見及びそれに対する考え方

１．本省令の規定内容に関する御意見等		
番号	御意見	考え方
1	【飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に関する御意見等】 ・第25条について、協議が適切に行われることを担保するため、協議の内容を記録し保存するものとすべき。	協議等を行った記録を作成等することについては、協議等の内容をのちに事業者間で確認するために有用ではあるものの、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第36条各号の努力義務が果たされているかを判断する基準としてはなじまないため、令和8年4月1日施行の食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針において、協議の申出等を行った者と申出を受けた者の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望ましい旨を記載することとしております。
2	【指定飲食料品等の指定に関する御意見等】 ・省令案の第２６条第２号野菜について、あまりにも漠然とした規定で、具体性に欠ける。施行の通知文等で具体を示すのではなく、省令で対象となる野菜を具体化すべき。運用で指定の対象が変更されるような規定では、適正な取引の推進に結びつかないのではないか。	「野菜」については、時の経過によりその品質が特に低下しやすく、多様な産地から日々供給があり、出荷された産品について売れ残りの回避を志向する場合があります。また、国民の健康維持・増進において、消費者の購入頻度が高く、長年の購買行動の中で一定の購入価格帯の認識（値頃感）が定着していることから、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があり、持続的な供給に要する費用について認識しにくいため、「野菜」として指定することとしております。なお、どの「野菜」について、コスト指標を作成するかについては、必要性や課題感について関係者の認識が共有され、指標作成等団体としての認定を受けたものについて指標を作成することができることとします。
3	【権限の委任に関する御意見等】 ・地方農政局長や北海道農政事務所長への権限委任により担当者や地域によって判断が異なることがないよう、行政裁量の運用基準を明確化し、事業者が迷わないようにすること。	担当者間の情報共有や、指導・助言等に係る業務については研修等を行うとともに、指導・助言等に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第36条に規定する行政指導指針を定めることにより、担当者や地域によって判断が異なるということがないよう運用してまいります。

２．その他、本省令に関する御意見等		
番号	御意見	考え方
1	反対 （同様の御意見　1件）	御意見として承ります。
2	中小事業者の負担を軽減するため、書類提出や協議対応の簡素化策を検討すること。	運用に当たっては、随時必要な改善に努めてまいります。
3	認定制度や指標作成の透明性と公正性を担保し、利権化を防ぐこと。	食料システム法第42条第4項第3号ロにおいて、指標作成等団体の認定の要件として、指標を作成しようとする指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち、農林水産省令で定める２以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させることとされており、また同条第5項において、指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売のすべての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならないとされております。これらの規定を適切に運用し、透明性と公正性の確保に努めてまいります。
4	コスト指標について、消費者への理解促進策を併せて実施し、制度の効果を最大化すること。	認定指標作成等団体は、基本方針第３の５に記載しているとおり、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝えることが求められます。また、農林水産省としては、フェアプライスプロジェクトを展開し、生産現場の実情やコスト高騰の背景等に関する理解醸成に取り組んでいるところであり、引き続き、これらの取り組みに力を入れてまいります。
5	・公表情報の範囲や方法について、事業者への影響を十分に配慮すること。 ・指標遵守と柔軟な事業活動が両立できる運用を検討すること。	コスト指標については、その位置づけや使い方なども発信することで、効果的に活用いただけるよう運用に努めてまいります。
その他	本意見公募の対象ではない御意見が６件ありました。	